［略］

（市町村に係る控除額の算定方法）

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

$A\times 0.0105+B\times(0.0105-C\times 0.75)+D\times(0.0105-E\times 0.75)+F\times(0.0105-G\times 0.75)+H\times(0.0105-I\times 0.75)+J\times(0.0105-K\times 0.75)+L\times 0.0105\times\beta+M\times 0.007875\times\beta+N\times 0.00525\times\beta+O\times(0.0105-P\times 0.75)\times\beta+Q\times(0.0105-R\times 0.75)\times\beta+S\times(0.0105-T\times 0.75)\times\beta+U\times(0.0105-V\times 0.75)\times\gamma+W\times(0.0105-X\times 0.75)\times\gamma+Y\times(0.0105-Z\times 0.75)\times\gamma$

算式の符号

［略］

B　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第64条及び令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るもの及び同条第２号の措置に係るものであつて平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）。ただし、不均一課税の特例規定の適用を受けるものにあつては、その適用の初年度分に係るものに限る。

［略］

H　沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第51条、第58条及び第89条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条並びに令和４年沖縄振興法等改正法附則第８条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格）のうちその適用の第四年度分に係るもの

［略］

二　法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の㈠及び㈡によつて算定した額を合算した額とする。

［㈠　略］

㈡　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条の規定により指定を受けた第二種歴史的風土保存地区の区域内に

［同左］

（市町村に係る控除額の算定方法）

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

$A\times 0.0105+B\times(0.0105-C\times 0.75)+D\times(0.0105-E\times 0.75)+F\times(0.0105-G\times 0.75)+H\times(0.0105-I\times 0.75)+J\times(0.0105-K\times 0.75)+L\times 0.0105\times\beta+M\times 0.007875\times\beta+N\times 0.00525\times\beta+O\times(0.0105-P\times 0.75)\times\beta+Q\times(0.0105-R\times 0.75)\times\beta+S\times(0.0105-T\times 0.75)\times\beta+U\times(0.0105-V\times 0.75)\times\gamma+W\times(0.0105-X\times 0.75)\times\gamma+Y\times(0.0105-Z\times 0.75)\times\gamma$

算式の符号

［同左］

B　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るもの及び同条第２号の措置に係るものであつて平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）。ただし、不均一課税の特例規定の適用を受けるものにあつてはその適用の初年度分に係るものに限る。

［同左］

H　沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条並びに平成26年沖縄振興法改正法附則第５条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格）のうちその適用の第四年度分に係るもの

［同左］

二　法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の㈠及び㈡によつて算定した額を合算した額とする。

［㈠　同上］

㈡　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条の規定により指定を受けた第二種歴史的風土保存地区の区域内に